

基補発 1030 第 1 号
平成 27 年 10 月 30 日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

精神障害の労災認定実務要領の一部改訂について

精神障害事案の業務上外の判断に当たっては、平成 24 年 3 月 30 日付け基労補発 0330 第 5 号「精神障害等の労災認定実務要領の作成について」により迅速・適正な事務処理を図ってきたところであるが、今般、標記要領について所要の改訂を行ったので、今後の事務処理に遺憾なきを期されたい。